入札参加者各位

書類不備による無効について（注意喚起）

一般競争入札（電子入札）の入札に当たり、提出された工事費内訳書について、金額などの重要な文字の誤脱により、入札が無効となるケースが散見されます。

【文字の誤脱により無効となる工事費内訳書の項目】
所在地、商号又は名称、代表者職・氏名、金額、日付(入札日)、工事名

入札される際は、記載内容を複数人で確認するなど、書類不備による無効とならないよう、十分ご注意ください。

また、工事費内訳書の様式が令和７年１２月から変更になりました。入札金額の内訳として、**材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳**を記載することが必要になりました。
青森市ホームページにて変更後の様式をご確認いただき、新様式での提出をお願いいたします。
様式の異なる工事費内訳書が提出された場合についても、無効となりますのでご注意願います。

令和８年４月　青森市総務部契約課

様式８

令和　　年　　月　　日

工　事　費　内　訳　書

所　在　地

商号又は名称

代表者職・氏名

工　事　名

種　　別	単　位	数　量	単　　価	金　　額
直接工事費	**式**	**1**		
うち材料費	式	1		
うち労務費	式	1		
共通仮設費	**式**	**1**		
現場管理費	**式**	**1**		
うち法定福利費の事業者負担額(※１)	式	1		
うち建退共制度の掛金	式	1		
一般管理費	**式**	**1**		
計（工事価格）	**式**	**1**		
うち安全衛生経費(※２)	式	1		

※１　建築工事の場合は、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」と読み替える。

※２　建築工事の場合は、「工事原価のうち安全衛生経費」と読み替える。

入札参加者各位

電子契約のお知らせ

青森市では、令和７年１２月より、予定価格５００万円以上の建設工事について、電子契約を利用できるようになりました。

電子契約は、「収入印紙が不要」「窓口・郵送での契約書の受渡が不要」等のメリットがありますので、是非ともご利用ください。

＜ 電子契約の流れ ＞

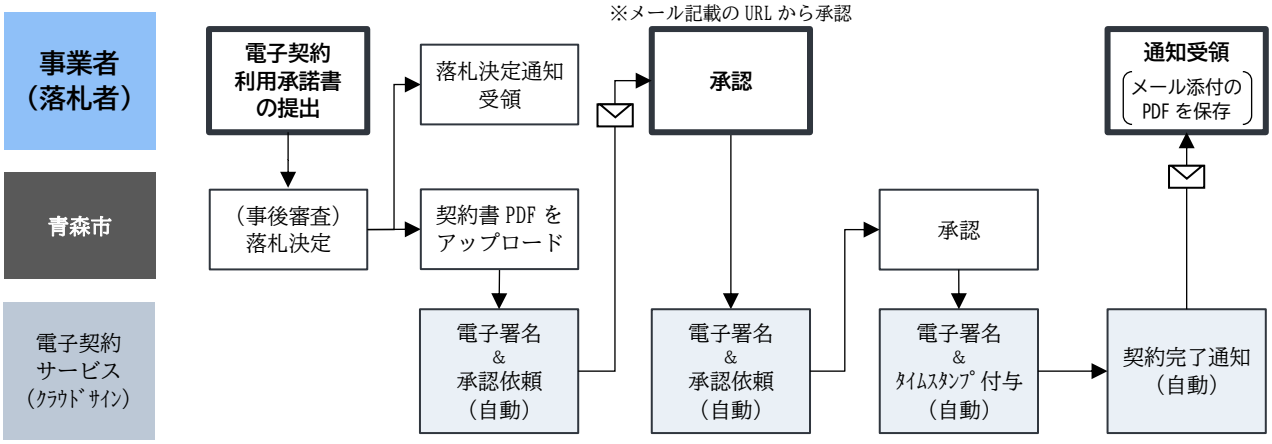

※これまでも提出していただいていた技術者配置状況表や施工計画書（工程表）等の提出も必要です。
※建築リサイクル法の対象工事の場合は「建築リサイクル法第13条等に基づく書面」の提出も必要です。

＜ 電子契約利用承諾書の提出方法 ＞

落札候補者決定通知が届いたら、次のいずれかの方法で提出してください。

① 電子申請フォームから提出する（簡単・オススメ!!）

電子申請フォーム名	電子契約の利用承諾	工事契約関係書類の提出	建築リサイクル法第 13 条等に基づく書面
ＱＲコード			

② 市ＨＰから様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、契約課のメールアドレス（keiyaku-denshi@city.aomori.aomori.jp）にファイルを送信する

市ＨＰタイトル名	電子契約
ＱＲコード	

青森市総務部契約課